

城東区「人権擁護宣言」

世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と記しています。また、わが国の憲法においても、人権尊重主義を基礎として、幸福追求権の保障や法の下での平等などを掲げています。

しかしながら、私たちが暮らす現実の社会では、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如に起因した人権侵害事象が後を絶ちません。

私たちがめざす人権や豊かさを皆で共有しあえる社会は、一人ひとりのたゆまない実践によってこそ実現するものです。

区民の皆さまとともに、基本的人権の尊厳を再認識しつつ、社会的基盤としての人間平等社会の確立をめざして、ここに城東区「人権擁護」を宣言します。

令和3年12月12日
城東区長 大東 辰起